

1 協議会とは

○改正後の自殺対策基本法（抄）

（協議会の設置等）

第23条 地方公共団体は、第19条及び第20条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2・3 （略）

（協議会の事務等）

第24条 協議会は、前条第1項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

2～5 （略）

○ 希死念慮や自殺願望等の直接的な自殺のほのめかし、深刻な自傷行為などの「自殺の兆候」が認められるこどもに対する支援に当たっては、

- ・ 自殺の発生を回避するために緊急性を要する場合や、
- ・ 実際に自殺未遂をしたこどもに対する支援等、継続的かつ伴走的な支援が必要になることも少なくない



○ 自殺をする危険性が高いこどもを早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための対処を行う体制の整備及び充実（法第19条）並びに 自殺未遂をしたこどもへの継続的な支援（法第20条）を適切かつ効果的に実施するため、

○ 各地方公共団体において、協議会を構成する関係者の間でこどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行う

自殺対策基本法に基づく協議会とは②

1 協議会とは(続き)

○改正後の自殺対策基本法 (抄)

第23条

- 2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第1項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

第24条

- 2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(各号略)

【必要な情報の共有、対処、支援等の措置を行うための仕組み】

- ① 協議会でこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置を協議する場合は、協議会の構成者に対して協議を行う事項を通知する
- ② 当該通知を受けた構成者は、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない
- ③ 協議会における情報交換や協議に必要な場合に、関係行政機関その他の関係者に対して、資料や情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる
- ④ 協議会の構成者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない

2 協議会の意義

- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要することもや実際に自殺未遂をしたことでの情報や関係機関等(学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体その他の関係者をいう。以下同じ。)ごとの**役割分担等を関係機関等が共有し、適切な連携の下、支援を展開**



【期待される効果】

- ① 自殺の発生を回避するために**支援に緊急性を要することもや実際に自殺未遂をしたことでも早期に把握**することができる。
- ② 協議会において、当該ことでの**情報等を共有することにより、必要な支援について構成者で協議**ことができ、**適切な支援を迅速に開始**することができる。
- ③ 構成者での情報共有や協議を通じ、**支援の全体像や支援の方向性、関係機関等ごとの役割分担について、共通の理解を得る**ことができる。
- ④ 関係機関等には、それぞれの機関ごとの責任や限界等もあるが、その中で、関係機関等ごとに役割を分担することにより、**それぞれの機関が対応可能な範囲で責任を持って支援を展開**することができる体制づくりができる。
- ⑤ 関係機関等が共通の認識の下で支援を展開するので、支援を受ける**ことでもっとも、より適時適切な支援**を受けやすくなる。

協議会における支援の対象となることも

協議会における支援の対象となることも

○改正後の自殺対策基本法（抄）

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2・3 （略）

（自殺未遂者等の支援）

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

○「第19条及び第20条の施策でこどもに係るもの」(第23条第1項)

- 自殺をする危険性が高いこども(自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要することも)
- 自殺未遂をしたこども

※ 本ガイドラインにおける「こども」=「心身の発達の過程にある者」(こども基本法第2条第1項)



したがって、

- 協議会における支援の対象となるこどもの支援にあたっては、18歳や20歳といった年齢を理由に必要な支援が途切れないようにすることが重要である。
- 支援の対象となるこどもについて協議会の構成者間で共通の認識となるよう、対象とする年齢等について、協議会の設置時に、あらかじめ協議しておくことが望ましい。

1 協議会の設置主体

- 「地方公共団体」(第23条第1項) = 地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体
 - ・ 普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、
 - ・ 特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合(一部事務組合や広域連合)等も含まれる。

【市町村】 住民に対する個別具体的な支援の担い手

- 基本的には、市町村が単独で設置主体となることが考えられるが、地域の実情により、複数の市町村が共同で、又は市町村が都道府県の支援を受けて設置することも考えられる。
- 複数の市町村が共同で協議会を設置する場合、個別ケース検討会議の参加者は、支援対象のこどもや家族等の居住地のある市町村と支援に関わる関係者に限るなどの配慮が必要である。

【都道府県】 広域にわたる事務、市町村が処理することが適当でない認められる事務の担い手

- 都道府県が協議会を設置することにより、
 - ・ 都道府県におけるこどもの自殺の実態把握や状況分析、対策の検討、取組の評価など、地域におけるこどもの自殺対策について協議を行うことができるほか、
 - ・ 市町村だけでは対応が困難な事例への対応などの市町村支援を担うことが可能になると考えられる。

※ 協議会の設置にあたっては、既存の会議体を活用することが考えられるほか、地域自殺対策計画に基づく「いのち支える自殺対策推進本部」の下に協議会を位置づけることも可能である。

2 市町村が設置する協議会に期待される役割

【個別ケース検討会議】

- 協議会では、自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要することもや実際に自殺未遂をしたことについても **個別に具体的な支援の内容等を構成者で協議する個別ケース検討会議**を行う。

（想定される協議事項の例）

- ① 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要することもや実際に自殺未遂をしたことものの状況などの確認
- ② 当該ことものの自殺リスクの評価
- ③ 支援方針の検討
- ④ 関係機関等の具体的な役割分担の決定
- ⑤ 定期的な支援状況の確認
- ⑥ 必要に応じて支援方針の見直し

- ※ 個別ケース検討会議において対応が困難な事案が発生した場合には、都道府県の協議会や都道府県が設置することも・若者の自殺危機対応チーム等に支援を求めることも考えられる。

【全体会議】

- 自殺の発生を回避するために支援に緊急性を要することもや実際に自殺未遂をしたこともの対応を地域全体で共通の認識の下で取り組むために、**必要に応じて**、地域のことものの自殺の現状や課題、取組状況やその評価等の **地域におけることものの自殺対策について協議する会議**（全体会議）を実施することが期待される。

（想定される協議事項の例）

- ① 普及啓発
- ② 連携体制の整備
- ③ 遺された人への支援
- ④ 取組の評価
- 等

3 都道府県が設置する協議会に期待される役割

【全体会議】

- 広域的な観点から、市町村協議会への支援を行うほか、管内全体や地域ごとのこどもの自殺の状況の把握、課題や取組状況等の整理、その評価等に取り組むことが望まれる。

【その他、市町村支援の観点から行う取組】

- また、各地域の実情によっては、必要に応じて、以下のような取組を行うことも考えられる。
 - ① 市町村の個別ケース検討会議だけで対応することが困難な事案について、市町村の求めに応じて、相談対応することを想定して、都道府県協議会においてその対応方法を議論することが考えられる。
 - ・ この場合、必要に応じて、都道府県協議会においても、個別ケース検討会議を設置し、その場を活用することができる。
 - ・ 都道府県にすでにこども・若者の自殺危機対応チームが設置されている場合は、その活用方法等を協議会の設置時に議論することが望ましい。
 - ② 支援対象のこども等の居住地がある市町村が主体となって行う個別ケース検討会議について、都道府県がその開催等を支援することが考えられる。

※ なお、精神保健福祉センターなどの都道府県の相談窓口で受け付けたケース等については、都道府県が主体となって、個別ケース検討会議を実施する場合も考えられる。

令和7年度補正予算：1.2億円

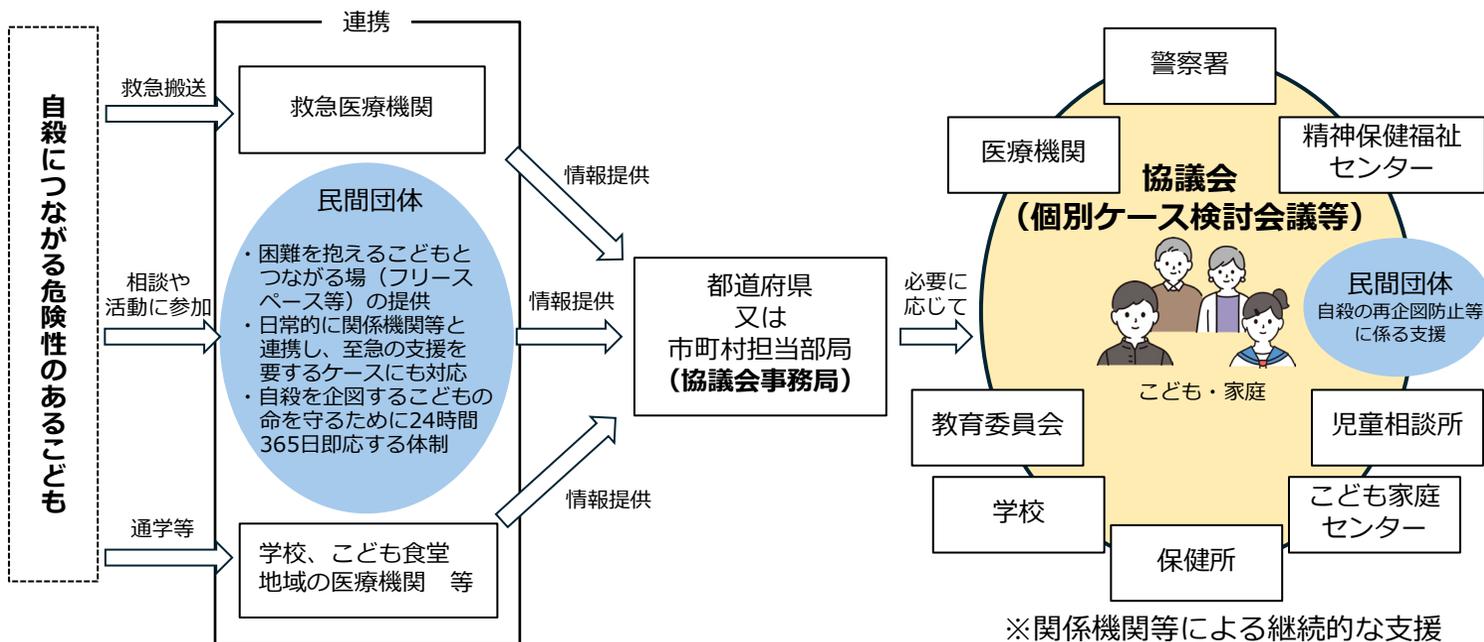
事業の目的

- 令和7年6月に改正された自殺対策基本法により、令和8年4月から地方公共団体はこどもの自殺防止に係る必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を設置することができることになったことを踏まえ、法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルを構築するとともに、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

事業の概要

- 地方公共団体は、こどもの自殺防止に係る必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を設置・運営する。

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、継続的な支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国10/10